

「豊中の市民文化を支える会」会則

(名称)

第1条 本会の名称を「豊中の市民文化を支える会」という。

(事務局)

第2条 本会の事務局を特定非営利活動法人とよなか市民活動ネットきずな内に置きます。

(目的)

第3条 本会は文化創造都市とよなかの実現をめざし、市内で文化活動を推進する諸団体の連携による手づくり文化の芽を育み、交流と市民への発信を深め、地域コミュニケーションの輪を広げていく活動を支え、支えあうことを目的とします。そのため、以下の活動を推進します。

1. 文化活動を推進する諸団体の連携を図ります。
2. 支え、支えあいながら文化活動を広く市民に発信します。
3. 活動を通じて市民文化の創造を図ります。
4. 活動を支えるための資金の調達活動を推進します。
5. その他目的達成に必要な活動を推進します。

(構成)

第4条 本会は、目的に賛同する団体・個人で組織します。

(会費)

第5条 本会は定期的な会費を徴収せず、協働した活動を実施する際の必要な経費については、活動に参加した団体・個人が負担することとします。

(寄付活動)

第6条

本会は活動を推進するための資金確保として広く寄付を募ることとします。

(役員)

第7条 本会には役員を置きません。

(運営)

第8条 本会の運営にあたっては、活動の実施に際して参加する団体の代表者及び個人による協議にもとづく合意をもって決定します。

(附則)

1. 本会則は、2010年（平成22）年10月29日より施行します。